

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年5月29日 (第7回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上三川町 093017
地域名 (地域内農業集落名)	下蒲生・五分一・三村地区 (三村、五分一、下蒲生)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	177.32 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	138.30 ha
② 田の面積	129.56 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	47.44 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	37.22 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	91.00 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	120.90 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	今後要調査 ha

(備考)

⑤対象区域内の土地を特定できていないため、引き受ける意向のある全ての農地面積を記載する。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今後、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は約91haある一方で、区域内における65歳以上の農業者が担う農地面積は約121ha(全体の約7割)であり、高齢に伴う離農や経営規模縮小に起因した遊休農地の増加を避けるため、10年後までに新規就農者や法人化・企業誘致等による新たな担い手の確保が必要となっている。現状、中心的な担い手のほか、小規模な農業者が地域の農業を支えており、効率的な営農や収益力向上のために農地の集約化や法人化に向けた検討が求められる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

需給動向に応じた計画的な水稻(主食用米、飼料用米)を中心に、二条大麦や飼料作物を栽培する土地利用型農業を行う。また畑地化により、施設園芸作物や露地野菜の作付け促進による生産拡大を図る。多様な担い手を確保するために、農業に関わる女性の支援活動や、新規就農者を支援する組織の立ち上げに取り組む。農作業の効率化を図るため、圃場の大区画化及び農地の集積・集約化を進め、スマート農業や機械化を推進するとともに、法人化等に向けた勉強会を開催する。さらに農業の6次産業化や農産物の販路拡大を通じて、農業所得の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

効率的な営農環境を確保するため、認定農業者や経営規模拡大意向のある農業者を中心に農地の集積・集約の取組を推進する。営農継続が困難となるような担い手の不測の事態にも対応するため、地域内での協議を実施し、農地の集積・集約や将来の担い手について、継続した話し合いに努める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	52.8	%	将来の目標とする集積率	80	%
--------	------	---	-------------	----	---

